全体会計注記

１　重要な会計方針

1. 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

原則として取得原価により計上しています。ただし、取得原価が不明なものは備忘

価格１円としています。また物品は取得価格が５０万円以上の場合に計上しています。

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法
2. 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

1. 市場価格がない有価証券等

取得原価により計上しています。

1. 有形固定資産等の減価償却の方法

「リース取引に関する会計基準」及び法定耐用年数に基づき、定額法により算定し

ています。

1. 引当金の計上基準及び算定方法
2. 徴収不能引当金

長期延滞債権、未集金、の徴収不能備えるため徴収不能見込額を計上しています。

1. 賞与等引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、財務諸表作成

基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

1. 退職手当引当金

職員に対する退職手当の支給に備えるため、在職する職員が自己都合により退職

するとした場合の退職手当支給額を計上しています。

1. リース取引の処理方法

ファイナンスリース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に

よっています。

1. 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

1. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
2. 会計間の相殺消去

会計間の繰入繰出額及び債権債務額を相殺消去した金額で表示しています。

1. 消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式によっています。

２　重要な後発事象

　　特になし

３　偶発債務

　　特に無し

４　追加情報

1. 対象範囲

一般会計、介護保険特別会計、三好地区広域振興整備事業特別会計

1. 地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間（みよし広域連合財務規則第9条）が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間（令和２年４月１日から５月３１日まで）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
2. 各項目の金額は円単位で表示しています。
3. 繰越事業に係る将来の支出予定額

特に無し

1. 自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

特に無し

1. 一時借入金の状況

特に無し

1. 重要な非資金取引

特に無し